

事 務 連 絡

平成28年8月23日

入札参加の皆様へ

赤磐市

水道工事に係る配水管技士又は配水管技能者の配置運用について

配水管技士又は配水管技能者（以下「配水管技士等」という。）の配置運用については下記のとおりです。

記

1 配水管技士等の兼務制限について

主任技術者又は監理技術者の専任の配置を必要とする建設工事の請負金額の下限の引き上げを行ったところですが、配水管技士等についても同様とします。

請負契約額 2,500 万円以上の工事

請負契約額 3,500 万円以上の工事

2 配水用ポリエチレンパイプ工事に係る留意事項について

水道工事の適正な施工を確保するため、「水道工事仕様書」で工事に係る各種取扱いを定めているところですが、配水用ポリエチレンパイプを使用する工事に配置する配水管技士等は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の配管施工講習会の受講修了者又は旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」、「配水用ポリエチレン管協会」）の施工講習会の受講修了者であることとしていますのでご注意ください。